

船舶インシデント調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年8月6日 13時28分ごろ
発生場所	福岡県糸島市 ^{いとしま} 姫島 ^{ひめ} 西方沖 筑前姫島港東防波堤灯台から真方位302° 1,250m付近 （概位 北緯33° 34.3′ 東経130° 02.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{つるた} 鶴田丸は、漂泊して船外機の点検中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年8月23日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 鶴田丸、5トン未満（長さ2.81m） 290-66116、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力3.7kW、回転数毎分5,000、1気筒、ボア60.4mm、使用燃料ガソリン、令和2年3月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、糸島市福浦の船溜まりを出航し、姫島西方沖で船外機を中立運転とし、漂泊して釣りを始めた。</p> <p>船長は、昼ごろから波が高くなり始めたので、帰航することを検討しながら釣りを続けていたところ、燃料タンクの燃料油がなくなり船外機が停止したので、予備燃料タンクから燃料油を補給した後、チョークノブを引かずにリコイルスターターのロープを4、5回引いて船外機を始動しようとしたが始動しなかった。</p> <p>船長は、夏場に船外機が停止したすぐ後では、そのままリコイルスターターのロープを引けば始動できていたので、チョークノブを引いた状態での始動を試みないまま、船外機の点火プラグ等に不調を生じたのではないかと思い、船外機のエンジンカバーを外し、船外機内部を点検していたところ、高い波を受けて船外機内部のエンジンや周辺の部品に大量の海水がかかった。</p> <p>船長は、内部に海水のかかった船外機を始動することは不可能と判断し、118番通報を行った。</p> <p>本船は、巡視艇に引き上げられ、佐賀県唐津市唐津港に帰航した。</p> <p>船長は、本インシデント後、内部に海水のかかった船外機を使用す</p>

	<p>ることに不安を感じて、不具合の有無を確認しないまま船外機を交換した。</p> <p>本船の燃料タンクは船外機内のエンジン上部にあり、容量は約10であった。</p> <p>船外機の取扱説明書には、エンジンが暖まっている状態で2～3回始動を試みてもエンジンが始動しない場合は、チョークノブを引き、スロットルを開けて始動を試みるよう記載されていた。</p>
分析	<p>本船は、波が高い状況下、船長が、船外機を始動できなかった際、船外機内部を点検しようと船外機のエンジンカバーを外したところ、波を受けて船外機内部に大量の海水がかかったことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、夏場に船外機が停止したすぐ後では、そのままリコイルスターターのロープを引けば始動できていたことから、チョークノブを引いてスロットルを開けた状態での始動を試みないまま、船外機の点火プラグ等に不調を生じているのではないかと考え、船外機内部を点検しようとして船外機のエンジンカバーを外したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、波が高い状況下、船長が、船外機を始動できなかった際、船外機内部を点検しようと船外機のエンジンカバーを外したところ、波を受けて船外機内部に大量の海水がかかったため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、波が高い状況下で船外機のエンジンカバーを外して船外機内部を点検しないこと。 ・ 船長は、船外機が始動できない場合は船外機が停止したすぐ後でもチョークノブを引いてスロットルを開けた状態での始動を試みること。